

第 1 章 計画の改定にあたって

[用語の定義]

本計画の中で使用している人権の用語については、次のとおり定義しています。

▶「人権」とは・・・

国の人権教育・啓発に関する基本計画では、「人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人として生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利である」とされています。

▶「人権擁護」とは・・・

人権の侵害により発生した、又は発生するおそれのある被害の救済や実効的な予防、並びに人権尊重の理念を普及させ、理解を深めるための活動のことです。

▶「人権感覚」とは・・・

さまざまな人権侵害につながる事例を知ったとき、「こんなことは人間として許すことができない」と怒りをもち、問題解決のために自分にできることは何かを考え、すぐにも行動しようとする敏感な感性のことです。

▶「人権教育」とは・・・

さまざまな人権問題に対する認識力・自己啓発力・行動力を育成し、確かな人権感覚が身に付くよう、学校教育及び社会教育において行われる教育活動のことです。

▶「人権啓発」とは・・・

市民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動のことです。（人権教育を除く）

▶「人権教育・啓発」とは・・・

「人権教育」及び「人権啓発」のことを言います。

1 計画改定の背景

(1) 国際的な動向

■「世界人権宣言」と人権の基本的な考え方

世界の人々は、二度にわたる世界大戦により多数の人命が奪われるという大きな惨禍を経験し、平和と人権の尊さが、いかに大切であるかを学びました。こうした背景のもと、1948（昭和23）年12月10日の第3回国際連合総会で、「世界人権宣言」が採択され、その第1条において、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」という人権の基本的な考え方が示されました。

■「世界人権宣言」からはじまる人権尊重、差別撤廃の取組

その後、国連では、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」である「世界人権宣言」を実効性のあるものとするため、人種差別撤廃条約（1965（昭和40）年、国際人権規約（1966（昭和41）年）、女子差別撤廃条約（1979（昭和54）年）、児童の権利に関する条約（1989（平成元）年）、強制失踪条約（2006（平成18）年）、障害者権利条約（2006（平成18）年）などの人権に関する諸条約が採択されるとともに、国際婦人年をはじめとした各種の国際年、各種宣言等によって人権尊重、差別撤廃に向けた取組が行われてきました。

■「人権教育のための国連10年」から「人権教育のための世界計画」へ

1994年（平成6年）には、人権教育を通じて人権文化を世界に築くことを目的として、1995～2004（平成7～16）年までの10年間を「人権教育のための国連10年」とする決議と「人権教育のための国連10年行動計画」が国連において採択され、人権という普遍的な文化を世界中に構築するための取組がはじまりました。

2004（平成16）年には、「人権教育のための国連10年」の取組を継承する「人権教育のための世界計画」を2005（平成17）年からはじめる決議が国連総会で採択され、21世紀を「人権の世紀」とする取組が推進されています。

「人権教育のための世界計画」は、5年ごとに段階（フェーズ）を決め、そのフェーズごとに領域を定め、行動計画を策定することとなっています。

第1フェーズ（2005～2009（平成17～21）年）では「初等教育及び中等教育における人権教育」、第2フェーズ（2010～2014（平成22～26）年）では「高等教育における人権教育及び公務員、法執行者、軍隊への人権教育」、第3フェーズ（2015～2019（平成27～令和元）年）では「メディア関係者、ジャーナリストへの人権教育」、第4フェーズ（2020～2024（令和2～6）年）では「若者への人権教育」にそれぞれ焦点が当てられ、第4フェーズでは持続可能な開発目標（SDGs）の目標4.7との連携も盛り込ま

れています。

また、2023（令和5）年10月に国連人権理事会の定例会合が行われ、2025（令和7）年から始まる第5フェーズの焦点を「青年と子ども」とすることが決議されました。

（2）わが国の動向

■人権に関する諸条約の批准に向けた取組と「人権擁護施策推進法」の施行

わが国は、人権をめぐる国際的な動きの中で、国際社会の一員として「国際人権規約」や「女子差別撤廃条約」「児童の権利に関する条約」「障害者の権利に関する条約」などの人権に関する諸条約を批准するなど基本的人権の擁護・尊重と人権意識の普及に向けた取組を進めてきました。

1997（平成9）年3月には同和対策に関する特別法※が期限切れを迎え、人権擁護施策に関する国の責務を明らかにするとともに必要な体制を整備し、さまざまな人権問題を踏まえ今後の人権擁護に資することを目的とした「人権擁護施策推進法」が施行されました。また、1997（平成9）年7月には「人権教育のための国連10年」に関する行動計画が策定され、あらゆる場における人権教育の推進や、女性、子どもをはじめとする重要課題への対応など、具体的な取組が示されました。

※「同和対策特別法」とは次の3つの法律のことです。

- ・同和対策事業特別措置法（1969（昭和44）年）
- ・地域改善対策特別措置法（1982（昭和57）年）
- ・地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（1987（昭和62）年）

■「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の施行と基本計画の策定

2000（平成12）年12月に、人権の擁護に資することを目的とした「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、人権教育・人権啓発の推進は国の責務と定められ、地方公共団体に対しても、国と連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、人権教育・人権啓発を推進するよう規定されました。2002（平成14）年3月に策定された「人権教育・啓発に関する基本計画（2011（平成23）年4月一部変更）」には、個別の人権課題として、13項目があげられています。

<人権課題>

- | | | | | | | |
|-------------------|-----------|------------------|--------|--------|----------|-------|
| ① 女性 | ② 子ども | ③ 高齢者 | ④ 障がい者 | ⑤ 同和問題 | ⑥ アイヌの人々 | ⑦ 外国人 |
| ⑧ HIV感染者・ハンセン病患者等 | ア HIV感染者等 | イ ハンセン病患者・元患者等 | | | | |
| ⑨ 刑を終えて出所した人 | ⑩ 犯罪被害者等 | ⑪ インターネットによる人権侵害 | | | | |
| ⑫ 北朝鮮当局による拉致問題等 | ⑬ その他 | | | | | |

■個別の人権関係法の整備

主な人権課題には、個別の人権関係法が整備されたり、条約が批准されたりしています。

2005（平成17）年	「犯罪被害者等基本法」制定
2006（平成18）年	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」制定
2007（平成19）年	「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」改正
2009（平成21）年	「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」制定
2009（平成21）年	「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」制定
2012（平成24）年	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」制定
2013（平成25）年	「いじめ防止対策推進法」制定
2013（平成25）年	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」改正
2013（平成25）年	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」制定
2014（平成26）年	「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」批准
2023（令和5）年	「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）」制定

■差別解消に関する3法の施行

また、近年の急速な情報通信技術の進展に伴うインターネット上での部落差別や外国人の入国者数の増加、少子高齢化等により、社会が急激に変化する中、差別や偏見に関する状況にも変化が生じてきたため、2016（平成28）年には、差別解消に関する3法が施行されました（「障害者差別解消法」（2013（平成25）年制定）、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」（2016（平成28）年制定）、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消法）」（2016（平成28）年制定）。

(3) 岐阜県の実施

岐阜県では、2003（平成15）年3月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に規定されている「地方公共団体の責務」に基づき、「岐阜県人権施策推進指針」を策定し、この指針に沿って人権尊重の意識を高めるための取組を推進してきました。2008（平成20）年3月には、5年間の取組の成果と課題を踏まえ、指針の改定を行いました。

2013（平成25）年3月には、学校でのいじめの問題、暴力・虐待の増加をはじめ、インターネットによる人権侵害など、社会情勢の変化に対応するため、それまでの取組を踏まえ、「岐阜県人権施策推進指針（第二次改定）」（推進期間：2013～2017（平成25～29）年度）が策定されました。

2018（平成30）年3月には、差別解消に関する3法や、性的指向及び性自認を理由とする偏見と差別、職場におけるハラスメント、スマートフォンの普及に伴う匿名性を利用した人権侵害などに対応するため、「岐阜県人権施策推進指針（第三次改定）」（推進期間：2018～2022（平成30～令和4）年度）が策定されました。

2023（令和5）年3月には、2020（令和2）年から3年以上にわたり、新型コロナウイルス感染症がまん延し、感染者や医療従事者、その家族等への偏見や差別が社会問題になったことや多様化が進む人権課題に対応するため、新たな「岐阜県人権施策推進指針（第四次改定）」（推進期間：2023～2027（令和5～9）年度）が策定されました。

(4) 岐阜市の実施

本市では、市民憲章で「人間を尊重する住みよいまちをきずきます」と謳い、1993（平成5）年策定の生涯学習基本構想において、人権教育を生涯学習の中に位置付け、これを受けて「人権を尊重し、互いに支えあうあたたかい地域社会」の実現をめざし、1996（平成8）年に「生涯学習都市」を宣言しました。

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の施行にあわせ、2000（平成12）年度には「岐阜市人権教育行動計画」を、2005（平成17）年度には「岐阜市（後期）人権教育行動計画」を策定しました。

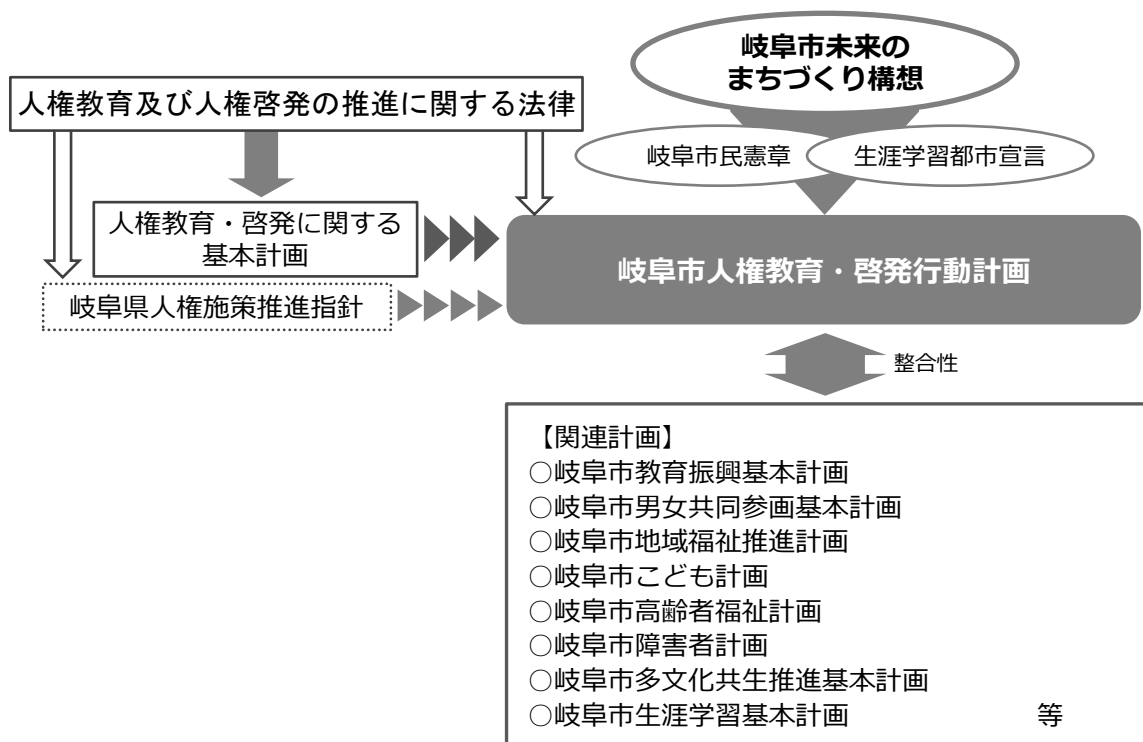
また、2010（平成22）年度には、人権問題を取り巻く情勢の多様化・複雑化に対応するため「第2次岐阜市人権教育・啓発行動計画」を策定し、2015（平成27）年度には過去の実績や成果を踏まえ「第2次岐阜市（後期）人権教育・啓発行動計画」を策定しました。

さらに、2020（令和2）年度には、これまでの取組を引き継ぎながら、新たな課題の解決に向けた「第3次岐阜市人権教育・啓発行動計画」を策定し、これに基づき各種人権施策を推進してきました。

2 計画の性格

本計画は、本市におけるまちづくりの総合的な方針である「岐阜市未来のまちづくり構想」に掲げる本市の未来像「人がつながる創造が生まれる しなやかさのあるまち」の実現に向けた政策の一つである「オール岐阜のまちづくり」を具体的を実施するための分野別計画であるとともに、一方「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に規定されている「地方公共団体の責務」に基づき、本市の人権教育・啓発の推進に関する基本方針を示すものです。

改定にあたっては、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」や岐阜県の「岐阜県人権施策推進指針」を踏まえるとともに、本市における関連計画との整合性を図りました。



3 計画改定の趣旨

「第3次岐阜市人権教育・啓発行動計画」策定から5年が経過する現在、人々を取り巻く社会情勢の変化に伴い、人権侵害事案はさらに多様化、複雑化しています。

前回の市民意識調査から5年が経過する中で、これまで本市が取り組んできた各施策を検証するため、2023（令和5）年に第9回「人権に関する市民意識調査」※を実施しました。その結果やこれまでの取組の成果を踏まえ、社会の変化に対応しながら、庁内関係部局が人権教育推進の具体化に向けて市民と協働して取り組むため、このたび「第3次岐阜市人権教育・啓発行動計画」を見直し、「第3次岐阜市人権教育・啓発行動計画（改定版）」を策定しました。（以下、「第3次行動計画（改定版）」といいます。）

※第9回「人権に関する市民意識調査」

人権についての関心、さまざまな人権に関する課題、必要な取組等についての考えをお聞きし、第3次岐阜市人権教育・啓発行動計画の進捗状況を検証する基礎資料を得ること、人権を大切にす文化をアピールすることを目的として、18歳以上の市民を対象としたアンケートを実施しました。

〔調査対象〕	岐阜市在住の18歳以上の人	3,000人
〔抽出方法〕	住民基本台帳からの無作為抽出	
〔調査方法〕	郵送配布・郵送またはwebによる回収	
〔調査期間〕	2023（令和5）年7月19日～8月10日	
〔回収数〕	1,476	
〔有効回答数〕	1,473	
〔有効回答率〕	49.2%（1,473÷（3,000－5（宛先不明等での返送））	

4 計画の期間

改定版の期間は、2025（令和7）年度から2029（令和11）年度までの5年間とします。ただし、国内外の動向や社会経済状況、社会構造の変化等を勘案し、具体的施策の評価を踏まえ、必要に応じて修正を行うこともあります。

年 度	令和2 (2020)	3 (2021)	4 (2022)	5 (2023)	6 (2024)	7 (2025)	8 (2026)	9 (2027)	10 (2028)	11 (2029)
	第3次行動計画					第3次行動計画（改定版）				

市民意識調査
〔評価〕